

## お知らせ

水質汚濁防止法の暫定排水基準の見直しに伴い下水排除基準が変わります

### 亜鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物の見直し後の暫定基準

○次の環境省令の内容が下水道法の特定施設の届出のある業種の下水排除基準に適用されます。

令和3年環境省令第15号（令和3年9月24日公布）の内容

標記項目は暫定的な排水基準を設定しているが、環境省において検討した結果、亜鉛含有量において令和3年12月10日まで暫定排水基準が適用されていた2業種（金属鉱業、下水道業）については一般排水基準に移行し、1業種（電気めっき業）については現行の暫定排水基準を強化の上、適用期間を令和6年12月10日まで延長する。

カドミウム及びその化合物においては、令和3年11月30日まで暫定排水基準が適用されている1業種（金属鉱業）について、一般排水基準に移行する。

○見直し後の特定事業場における下水排除基準

#### 1. 亜鉛及びその化合物に係る暫定排水基準一覧

業種	制限等	暫定排水基準 (R3.12.10まで)	R3.12.11～
金属鉱業	—	5 mg/L	一般排水基準へ移行 2 mg/L
下水道業	金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場から排出されている水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するもの。	5 mg/L	
電気めっき業	—	5 mg/L	暫定排水基準 4 mg/L ( R3.12.11～ R6.12.10 )

日排水量 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されます。

#### 2. カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準一覧

業種	制限等	暫定排水基準 (R3.11.30まで)	R3.12.1～
金属鉱業	—	0.08 mg/L	一般排水基準へ移行 0.03 mg/L